

覚醒下脳手術施設認定制度 施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、脳腫瘍覚醒下マッピングを行うための覚醒下脳手術施設認定制度指針第20条に基づき、覚醒下脳手術施設認定制度（以下本制度）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 本制度施行に伴う諸事務を円滑に運営するために、日本 Awake Surgery 学会（以下本学会）事務局内に覚醒下脳手術施設認定制度委員会（以下制度委員会）の事務局を置く。

第3章 施設認定の条件

(施設基準)

第3条 本制度の施設基準として以下を満たすこと

- 1) 脳神経外科を標榜している病院であること。
- 2) 日本麻酔科学会認定施設であること。
- 3) 診療報酬点数表 K169 に該当する頭蓋内腫瘍摘出術を年間 5 例以上実施していること。
- 4) 本学会学術集会に 5 年間で 2 回以上参加し、かつ制度委員会が作成した教育カリキュラムによる講習会（以下講習会）を終了している脳神経外科専門医が 2 名以上配置されており、そのうち少なくとも 1 名は本手術の術者または助手として合わせて 5 例以上の経験を有すること。
- 5) 本学会学術集会に 5 年間に 2 回以上参加し、制度委員会が作成した講習会を受講した常勤の麻酔科専門医が 1 名以上配置されていること。
- 6) 覚醒下脳手術の実施に当たって、本学会作成の覚醒下手術ガイドラインに準拠した手術を行うことに同意すること。

(講習会受講)

第4条 1) 本学会の運営委員会は、施設基準に必要な講習会を学術集会時等に年1回以上開催する。

2) 受講料は別に定める。

3) 本学会会長は、学術集会会長と連名で、講習会受講者に修了証を発行することができる。

4) 同一施設において本手術に携わる脳神経外科専門医と麻酔科専門医の講習会受講は必須条件とする。

5) 本手術に関わる同一施設の言語評価者(神経内科医、言語聴覚士等)および看護師についても講習会受講が推奨される。

6) 各々の受講時期は同一である必要はない。

(実績報告書)

第5条 認定を受けようとする施設は、当該施設で行われた覚醒下脳手術症例数および代表症例について実績報告書を提出しなければならない。

第4章 施設の認定と更新の審査

(提出書類)

第6条

1) 施設認定申請書

2) 従事する医師の履歴書

3) 本学会学術集会参加証明書類(過去2回以上)(写)

4) 脳神経外科専門医および麻酔科専門医の講習会(施行細則第10条)修了証(写)

5) 実績報告書(覚醒下手術症例数の報告と代表症例)

(申請期間)

第7条 申請期間は毎年4月1日から6月末日までとする。

(認定期間および認定料)

第8条 認定施設の認定期間は5年間とし、初回の認定料は10,000円とする。

(資格の更新)

第9条 認定施設の資格更新のための提出書類等は、以下の通りである。

- 1) 認定施設更新申請書
- 2) 5年間で2回以上の本学会学術集会参加証明書類（写）
（2名以上の脳神経外科専門医および麻酔科専門医）
- 3) 更新料は5,000円とする。
- 4) 認定後5年未満であっても人事異動があった場合には、第3章第3条2)～4)を満たす当該医師の履歴書、学術集会参加証明書および講習会修了証を提出し、更新を受けなければならない。

第5章 講習会

第10条 制度委員会は、安全な覚醒下脳手術による脳腫瘍覚醒下マッピングの普及を目的に、以下に定める講習会を行う。

- 1) 講習会の講師は、制度委員会が中心となって担当する。
- 2) 本制度の対象となる技術は、覚醒下脳手術の1) 麻酔法、2) 手術手技、3) 脳機能マッピング・モニタリング法、4) 高次脳機能評価法、5) 看護技術（術前・術後を含む）であり、講習会ではその基本的内容を明確に受講者に周知する。（附則1）
- 3) 講習会の開催にあたっては、事前に制度委員会を開催し、講習会内容ならびに講師の選定について検討し、学会会長の承認を得る。

第6章 補足

（改定）

第11条 本細則の改定は、指針運営上改定の必要が生じた際に、制度委員会の提案のもとに、運営委員会および日本脳神経外科学会の議決を経なければならない。

（発効）

第12条 本細則は平成26年10月9日に発効する。

附則

1) 制度委員会は、本手術の施設経験数が5例未満の施設から施設見学等の相談があった場合には、手術見学等の機会を提供するなど適切な措置を講ずる

こととする。

2) 本制度発効前の第 11 回学術集会（平成 25 年 8 月 24 日）および第 12 回学術集会（平成 26 年 9 月 11 日）時に開催した講習会も、施設認定に必要な講習会の要件を満たしており、本制度に基づく講習会とみなす。

3) 平成 27 年度に行う第一回施設認定に限り、同年に開催される第 13 回学術集会および講習会の受講を条件に仮申請を行うことができる。仮申請は、当該学術集会および講習会への参加が確認された時点で、正式な申請として受理される。